

薩摩川内市飲用井戸衛生対策要領

（目的）

第1条 この要領は、飲用井戸の適正管理に関する事項を定め、飲用井戸の衛生の確保を図ることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この要領において対象とする施設は、薩摩川内市内に所在する次の各号に掲げる施設であって、水道法（昭和32年法律第177号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受けない地下水、表流水及び湧水を水源として利用する飲用井戸とし、天水を利用する飲用井戸及び小規模貯水槽水道は除く。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸（旅館及び公衆浴場に設置されるものを除く。）

（設置者等の責務）

第3条 飲用井戸を設置しようとする者並びに飲用井戸の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸の衛生の確保を図るため、次の各号に掲げる管理を実施するものとする。

- (1) 飲用井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。
 - (2) 飲用井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないよう、適切な措置を講ずること。
 - (3) 飲用井戸及びその周辺について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
 - (4) 別表に掲げる水質検査実施基準に基づき、水質検査を行うこと。
- 2 設置者等は、その供給する水により人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに当該井戸の使用を停止し、市に連絡するとともに、次の各号に掲げる措置を講ずること。
- (1) 速やかに利用者に対し、井戸の使用を停止した理由等の説明を行うこと。
 - (2) 速やかに汚染原因の調査及び除去を行うこと。
 - (3) 臨時水質検査を実施し、安全性を確認してから使用を再開すること。

(市の責務)

第4条 市は、飲用井戸の衛生の確保を図るため、設置者等に対し、必要な措置を講ずるよう啓発に努めるものとする。

2 市は、飲用井戸の適正管理を確保するため、設置者等に必要な事項の報告を求め、管理状況等の把握に努めるものとする。

3 市は、設置者等から前条第2項による連絡を受けたときは、設置者等が行う汚染原因の調査及び除去について助言を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、設置者等に対して指導を行うものとする。

(その他)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月17日から施行する。

別表

水質検査実施基準

項 目	内 容
1 給水開始前検査	給水開始前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に掲げる全項目について水質検査を行い、その結果を5年間保存すること。
2 定期水質検査 （年1回）	水質基準に関する省令の表に掲げる項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の項目のうち、周辺の状況等から判断して必要となる項目についての検査
3 臨時水質検査	供給する水に異常を認めたとき、臨時に行う必要な項目についての検査
4 検査実施機関	水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行う。